

軽費老人ホームケアハウスおやべ月額利用料金表

階層	対象収入による階層区分 (年間収入)	月 額 納 付 額			
		事務費 サービスの提供に 要する費用	生活費 食材費及び共用部 分に係る光熱水費	管理費 居住に要する 費用	合 計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	46,324 円 11 月から 3 月 は冬季の暖房加 算として、 月 4,870 円加算 されます。	15,000 円	71,324 円
2	1,500,001 円～ 1,600,000 円	13,000 円			74,324 円
3	1,600,001 円～ 1,700,000 円	16,000 円			77,324 円
4	1,700,001 円～ 1,800,000 円	19,000 円			80,324 円
5	1,800,001 円～ 1,900,000 円	22,000 円			83,324 円
6	1,900,001 円～ 2,000,000 円	25,000 円			86,324 円
7	2,000,001 円～ 2,100,000 円	30,000 円			91,324 円
8	2,100,001 円～ 2,200,000 円	35,000 円			96,324 円
9	2,200,001 円～ 2,300,000 円	40,000 円			101,324 円
10	2,300,001 円～ 2,400,000 円	45,000 円			106,324 円
11	2,400,001 円～ 2,500,000 円	50,000 円			111,324 円
12	2,500,001 円 以上	55,200 円			116,524 円

※その他として、個人の利用状況に応じた費用、上下水道料・電気料・電話料等が必要です。

(個人差がありますが、おおむね 5,000 円～10,000 円程度です。)

- (注) 1. この利用料金表は、令和 7 年 7 月 1 日現在のものです。厚生労働省の改正等によって、毎年 4 月に若干の料金改定があることをご承知下さい。
2. この表における「対象収入」とは、入居者本人の前年の収入から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入金額です。
3. 夫婦で入居する場合については、夫婦の対象収入を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当するときは、夫婦それぞれの事務費徴収額は、料金表の額より 30%減額した額となります。

入居時に 1 人居室の場合は 30 万円、2 人居室の場合は、40 万円の保証金をお預かりいたします。
(これは、退居時の原状回復費用等に充当するためのもので、退居時に精算しお返しいたします。)